

確定拠出年金アドバイザー協会 だより

一般社団法人確定拠出年金アドバイザー協会 発行

東京都港区芝公園1-1-12 芝公園電気ビルディング4F
http://www.dc-advisory.net info@dc-advisory.net

No.4

2020年
3月25日

今回のテーマ

1. はじめに
2. ホームページを改修し、特に選択制DCの留意点を再整理しました！
3. 中途退職者の取扱い

本メルマガは、当協会のクロス・ヘッド総合型DCのアドバイザー、アドバイザー経由で加入企業、協会会員等へ配信しております。

(注) 確定拠出年金を**DC**と略称させていただきます。



1. はじめに (当“協会だより”の主旨)

DCを取り巻く環境や法律が毎年のように激変しております。これらの情報は私たちの総合型DCの代表事業主であるクロス・ヘッド(株) (日常の事務担当会社)が、運営管理機関(あいおいニッセイ同和損保(株))との連携の下で適宜、メールでお伝えしておりますが、これらバックシステムからの情報だけではフォローできない実務上の課題をサポートする必要性を痛感しております。そこで“協会だより”を用意し、随時、皆様に実務サイトからのポイントや話題をお伝えしています。今後ともご支援の程よろしくお願い申し上げます。

2. ホームページを改修し、特に選択制DCへの疑問点を再整理しました！

(1) 主旨

今回の改修で「私たちの確定拠出年金」「確定拠出年金の留意点」を追加するとともに「協会だより」を掲載することになりました。

今回は下記の理由で、特に「確定拠出年金の留意点」に注力いたしました。

中小企業に急速に普及中の選択制DCについては、誇大なセールストークと共に、制度についての間違った解釈や検証の伴わない思い込みのような批判も横行しています。

有識者で企業年金の法改定を協議する社会保障審議会からの意見具申を見て、選択制DCについてはこの程度までしか理解されていないのかと、いささか驚きました。

そこで、「確定拠出年金の留意点」として、従来のDCも併せて、誤解を払拭し、制度をきちんと理解してもらうように具体的なデータでの検証内容を掲載しました。

こうした検証はこれ迄ほとんど見聞きしておらず、DCの誤解や不安解消に必ず役立つものと思います。

協会だよりは当初は協会関係者のみに配布する目的で発行しましたが、ホームページで公開すべきだという意見が多いため今回、新しいサイトを作りました。

(2) 選択制DCへの誤解や思い込み的な批判への検証

以下はホームページに記載した内容と重複しますが、サイトは色々な項目にわたってかなりのボリュームがあるため、選択制DCで世間が一番疑問視しているポイントについて以下に再整理します。2020年度の法改定に向けた社会保障審議会の協議でも「メリットを相殺するもの」として「社会保険料が減少→それに対応して各制度の保険給付の額も減少／特に厚生年金など長期間にわたって給付がなされる制度ほどその影響は大きい」と断言しています。

■ 将来の厚生年金の受給で不利にならないか？

「中小企業の賃金事情（東京産業労働局）」のモデルケース（新卒が定年まで在籍したらどのような給与体系になっているかのモデル）で検証してみます。

Aさんは、大卒で現在35歳、毎月の掛金を2万円として、60歳の誕生日で定年退職、DCは65歳まで据置運用し、年金生活に入る65歳から25年間でDCを取り崩すと仮定します。

① AさんはDCに加入することで毎年3.7万円、生涯で92万円程、年金受給額が減少します。

細かな設定条件は省略しますが、この例ではAさんの将来の厚生年金の受給額は、選択制DCに加入しない場合は約117.4万円、加入した場合は約113.7万円で、加入することで年間3.7万円ほど少なくなります。大した差ではないように思えますが、老後を25年とすると年金原資が92万円位(3.7万円×25年)位少なくなります。もし、毎年1%で運用しながら取崩していくらば減少額は82万円で済みます。

② Aさんは35歳から60歳迄で社会保険料と課税の負担が170万円程軽減します。

当初は、社会保険料と課税の軽減効果で毎月1.5万円程度の負担で2万円を積み立てていくことになりますが、年齢が高くなると給与や税率が大きくなるので1.3万円台の負担で2万円を積立てられるような時期もでてきます。

30歳で結婚し翌年出産し、以降の子供の成長を考慮したうえで、35歳から60歳迄の各年の社会保険料・税金の軽減額を合計すると約172万円。

つまり、全く運用しないで現金のまま放置しても、差益が172万円位出ることになります。

もし現役中は2%程度（過去数十年間、ほぼ直線的に推移した日本債券市場の実績程度）で運用し、60歳から65歳迄の据置期間は1.5%で運用したら65歳での差益は400万円強に。

もし、現役が3%（機関投資家の代表格である企業年金連合会が外国債券に求めてきた長期利回り程度）で据置期間が1.5%なら差益は520万円強になります。

若い人は、この程度の運用ではなかなか気が済みません。現役中を4.5%程度に考えると差益は740万円程度になってしまいます。

運用に高望みしないでも、DC加入による年金の減少分位は余裕をもって、穴埋めしてしまいます。

以上は、どの年齢帯でシミュレーションしても同じような傾向になります。

■ そのほかの社会保障機能に不利にならないか？

ここでは詳述しませんが健康保険の傷病手当他、それぞれの最大日数での保障額を費やしたとしても重度な障害者にでもならない限り、現金のままの172万円の差益でも補いきれる範疇です。

研修受講者は、上記のように多少なりとも運用することを前提としますので、将来の年金についても社会保障についても「関係ありませんね」と口を揃えます。

（なお、当頁の数値は、発刊後若干の訂正を加えております）

その他、ホームページでは多岐にわたって、世間で考える疑問点や不安、誤解を整理していますのでアドバイザーの方はぜひホームページの確定拠出年金の留意点を一読願います。

3. 中途退職者の取扱い

アドバイザーから中途退職者への手続の問合せがよくありますので本項に整理しておきます。
なお、日常の事務手続きの不明点は、事務担当会社であるクロス・ヘッド㈱にお問合せください。

(1) 企業がすべき手続きは？

月の25日までに「従業員退職等連絡票」ファイルに必要項目を記載してを代表事業主(クロス・ヘッド株式会社)に送ってください。

その他、企業がやることは、「退職時のポイント」を退職者に伝えてもらう程度で、他にやるべき手続きはありません。

企業には、クロス・ヘッドから「退職手続きを済ませました」という連絡が入ります。

退職者には記録会社(JIS&T)から「個人型に申し込んで資産を移換してください」という案内が送られてきます。個人型運営管理機関の一覧リストも一緒に送られてきます。

一定期間経っても個人型への手続きがなされていないと、JIS&Tから退職者に電話もかかってきます。

- ・月中退職はその月の掛金払込は発生しません。
- ・月末退職はその月の掛金払込が発生します。
- ・月中退職したのに25日迄に届け出なかった場合はクロス・ヘッド株式会社から送られてくる当月分の掛金請求明細に掛金が記載されており、これを抹消するためには速やかにクロス・ヘッドに連絡し、翌月1日5までに変更処理を完了させてください。
(これを超えると変更不可となります)。

(2) (ご参考) 退職者へアドバイスすべきことは？

退職時に分かりにくいことがあったら、まず、コールセンターに電話してください。

確定拠出年金は60歳迄、中途解約できない制度です。転職した場合、転職先にDCがあれば、非課税で資産を移換し継続していくこととなりますので転職先の指示に従ってください。

個人事業主になったり転職先にDCがなければ、自分で個人型DC(iDeCo)に入って継続していきます。

個人型加入後の継続方法は、①掛金を支払っていく、②掛金を払わず運用の指図だけしていくの選択ができますが、毎年数千円の管理料が残高から引かれていきますので、運用しないと当然ながら残高は年々目減りしていきます。

途中から①②を変えることもできます。

ところで、退職後に6ヶ月放ったらかしておくと、残高は個人型の総元締めである国民年金基金連合会の管理下に自動的に移され塩漬け状態にされます(自動移換と呼ばれています)。

自動移換されると、利息は付きません。加入期間にカウントされないで、退職所得控除の年数等にも影響します。加入年数が10年未満で自動移換させたままですと60歳から受け取れず、加入期間に応じて受け取り開始が遅れます。

自動移換されると移換時に数千円の手数料がかかり、管理料も年間621円程度差し引かれます。

将来、個人型に加入し直した時点で、申告ナシに自動移換された資産が確定拠出年金の運用資産に移換されるようになりました。

法改定のポイントは次号でご報告させていただきます。

